

助言者 常任委員会は所管事務調査の全体ではなく必要と思われる事項についてだけ報告できますので、複数の所管事務調査事項のうち特定の事項について本会議で報告したい旨を議長に申し出ることができます。これは委員会の議決により委員長が文書で議長に申し出ればよいでしょう。

第三〇章 委員派遣

1 根 拠

議員 委員派遣とは――

助言者 委員会は原則として議会の会議室で開かれ、執行機関の出席を求めて案件の審査を行います。また調査の必要から現地に委員を出張させることがあります。委員会室での言論だけでなく、実際に見聞して審査または調査を深く行うものです。これを委員派遣といいますが、

議員 委員派遣の根拠は――

助言者 委員派遣について地方自治法はなんら規定していませんが、行政実例は、常任委員会は「書面検査及び実地監査にわたらない限り、当該市町村の事務に関する調査」をすることができるとし、その範囲は付託事件だけでなく所管事務を含むと述べています（昭二六・一〇・一〇）。そして標準会議規則は次のように規定し、委員派遣の手続きを定めています（県七三、市九九、町村七四）。

○標準町村議会議規則

第七十四条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記

載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

2 委員派遣の手続き

議員 委員派遣をするときの手続きはどうするのか。

助言者 委員会が委員を派遣するときは委員会で派遣することを議決し、これに基づき議長に対し委員派遣承認要求書を提出、議長の承認を得てから実施します。委員派遣承認要求書には、①日時、②場所、③目的、④経費、⑤派遣委員の氏名を記載します(標準書式例県・市二九、町村七五)。
委員長の議事次第書は次の通りです。

1 会期中の委員派遣を議決する場合

○委員長 (次に) 委員派遣について、おはかりいたします。

第〇号議案についての調査のため議長に対し開会中の委員派遣承認要求をしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定しました。

なお、委員派遣の人数、日時、場所、目的および経費につきましては、委員長にご一任願いたいと思いましたが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定しました。

2 閉会中の委員派遣を議決する場合

○委員長 (次に) 閉会中の委員派遣について、おはかりいたします。

閉会中の審査および調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的および経費等の手続きにつきましては委員長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定しました。

議員 対外的には委員派遣か議員派遣か。

助言者 委員派遣とは議会内での呼称です。つまり議長に対し委員会が委員の派遣を求める行為を指します。議長が承認したあと、対外的に派遣するのは議会の代表権と事務統理権を持つ議長です。委員派遣とは対内的な用語であり「対外的には、議会の行なう議員派遣」となります(西沢哲四郎「地方議会の運営II」)。

議員 派遣は全委員を対象にするのか。

助言者 委員派遣は審査または調査の内容により、委員全員の派遣、一部委員の派遣に分かれます。派遣は通常、閉会中の継続審査事件について行われます。また審査または調査について委員の理解を深め情報を得させるため、通常、全員を同一日時、場所、目的で行われます。会期中の派遣や調査対象が広範囲の場合には、特定の

委員を派遣することも考えられます。この場合、派遣委員は他の委員の参考に資するため、委員会で調査の内容等を報告する必要があります。報告の方法は文書、口頭が考えられますが、どちらにするか、両方とも行うかは、当該議会の先例、その時の状況によります。

議員 委員長権限で委員派遣をすることができるか。

助言者 標準会議規則は「委員会は…派遣承認要求書を議長に提出し…」と規定していますので、委員派遣の決定権は委員長ではなく委員会にあります。このため委員長が特定の委員を〇〇地へ派遣させることはできません。

議員 委員が単独で視察に行けるか。

助言者 標準会議規則は委員会単位で派遣することを義務つけていませんので、委員会は特定の委員または複数の委員だけで派遣することができます。このため委員会の決定により委員が単独で視察に行くことも考えられますが、それは当該委員が自分の好きなところへ行けるという意味ではなく、委員会(委員会の委任により委員長)が派遣の日時、場所、調査事項等を決定しますので、必ずしも希望地へ行けるものではありません。

一般的には委員派遣は委員会の委員全員が同一の日時、場所、目的で行うのが通例であり、このことを議会運営委員会でも申し合わせているところもあります。

議員 委員全員で視察をするとき参加しない委員は、後日派遣を要求できるか。

助言者 委員全員で視察を行うとき、自己の都合で参加できない委員が出る場合があります。その委員が後日、委員長に対し派遣を要求してきても、派遣は委員の権利ではなく、委員会として必要性があるために行うもので

すから、必要性がなければ委員長はその要求を拒否することができます。このような発想をするのも、視察が委員の既得権化し定例的な行事になりつつあるためであり、この結果、参加できなかった場合は別の日に単独でも派遣されることを求めるようになるでしょう。委員派遣は調査の必要があつて初めて行うものであるとの基本的な考え方を再認識する必要があります。

地方議会によっては、議運で委員全員による視察に参加しなかった委員は後日派遣要求をできない旨を申し合わせているところがあります。

議員 委員派遣は会期中も行うことができるか。

助言者 会期中は、通常付託された案件について執行機関との質疑応答をすることが多く、また委員会審査は言論戦ですから、現地視察等を行うことは消極に解されます。しかし付託案件が緊急を要したり、またその内容が複雑で現地を視察する必要があるときがありますので、この場合は会期中でも視察を行うこととなります。このほか付託案件の審査が終了し、しかも委員会審査に予定した日が残っているとき、閉会中に予定していた視察を急ぎょ計画することもあります。

しかし会期中は本会議をいつ開くか分かりませんので、委員派遣先は限定的にすぐに本会議に出席できるように議会運営委員会、会期中における委員派遣は原則として行わないが、災害等緊急を要するか、議案の審査に

直接関係がある場合はこの限りでないことを申し合わせているところがあります。

衆議院の委員会では会期中は委員派遣を行わないのを例としています(衆委先二〇七)が、参議院では審査中の議案について関係者の意見を聞くため委員派遣を行った例もあります(参委先二七一)ので、一様ではありません。